

(趣旨)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(当事者間における解決の原則)

第3条 空家等が適切に管理されていないことに起因して、被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、当事者間において解決を図ることを原則とする。

(市の責務)

第4条 市は、法第7条第1項の規定により作成した空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制、適切な管理及び有効活用(空家等の跡地の活用を含む。以下同じ。)に関する対策(以下「空家等対策」という。)を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、空家等対策を実施するために必要な体制を整備するものとする。

3 市は、所有者等の空家等の適切な管理及び有効活用の取組に対し、必要な支援を行うものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、空家等対策に協力するとともに、空家等の適切な管理及び利用する予定のない空家等の有効活用に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 所有者等のうち事業者(不動産業、建設業その他空家等の活用に関わる事業を営む者をいう。次項において同じ。)は、所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、当該空家等を適切に管理しなければならない。

2 事業者は、事業活動を通じ、空家等の有効活用に努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、空家等対策に協力するとともに、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市に通報するものとする。

(軽微な安全措置)

第8条 市長は、空家等が適切に管理されていないことに起因する人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため緊急の必要があると認めるときは、飛散するおそれのある部材の移動その他規則で定める必要最小限の軽微な措置を講ずることができる。

2 市長は、前項に規定する措置を講じたときは、当該措置を講じた空家等の所有者等に当該措置の内容を通知するものとする。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(緊急代行措置)

第9条 市長は、法第22条第1項に規定する助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を行った場合において、特定空家等の所有者等からこれらに係る措置を履行することができない旨の申出があったときは、当該申出に正当な理由があり、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置に要する費用を特定空家等の所有者等が負担することその他規則で定める事項について特定空家等の所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができる。

2 市長は、前項に規定する措置を講じたときは、特定空家等の所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。

(公表)

第10条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令に従わない者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 当該命令の対象となった特定空家等の所在地

(3) 当該命令の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

(警察その他の関係機関との連携)

第11条 市長は、次の各号に掲げる場合において必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に、当該各号に定める事項を提供し、必要な協力を求めるものとする。

(1) 法第9条第2項の規定による立入調査を行う場合 空家等に関する情報

(2) 特定空家等に関し必要な措置を講ずる場合 法第22条第1項に規定する助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告又は同条第3項の規定による命令の内容

(君津市空家等審議会)

第12条 次に掲げる重要事項を調査審議するため、君津市空家等審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

- (1) 空家等の危険度の判定に関する重要事項
 - (2) 空家等に対する措置に関する重要事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、空家等の適切な管理に関する重要事項
- 2 審議会は、委員5人以内で組織する。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
 - 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年君津市条例第19号)の一部を次のように改正する。
別表自然保護審議会委員の項の次に次のように加える。

空家等審議会会長	//	8,600	//
空家等審議会委員	//	7,700	//

附 則(令和5年12月22日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。